

答申（制）第37号
令和元年5月31日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 池内 愛



個人情報の取扱いについて（答申）

令和元年5月14日付け31こ未第73号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第8条第2項第8号に基づく個人情報の利用の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、個人情報の利用を行う必要があると認められます。ただし、実施にあたっては、以下の事項について要請します。

- ・委託先に対し、個人情報の安全確保措置が確実に講じられるよう十分な指導・監督を行うこと。
- ・今後は、保育士登録簿への登録時において、就職関係情報を提供することへの本人同意を取った上で実施できないか検討を行うこと。